

日本ファッション・ウィーク推進機構会員会費規則

第1条 この規則は、定款第10条（会費）の規定に基づき、会員会費（会員の種類は、団体会員、企業会員（法人企業及び個人企業）及び個人会員とする。）に関して必要な事項を定める。

第2条 会員に加入しようとするものは、別に定める会員加入申込書を提出しなければならない。

第3条 会員は、毎年度次に定める会費を負担する。

- (1) 団体会員 当該団体の前年度の会費収入総額の1%相当額。
- (2) 企業会員 当該企業の規模に関係なく一律50万円
- (3) 個人会員 デザイナー及び当機構の活動趣旨に賛同する個人
 - ①東京コレクションに参加するデザイナー個人 5万円
 - ②その他個人 2万円

第4条 加入時期が下半期の場合は、当該年度の会費は半額とする。

2 納入済みの会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

3 会員からの申し出により、天変地変などで被災した場合は、会費を減免することができる。

第5条 入会金は徴収しない。

第6条 この規則の変更は、社員総会において行う。

付則

この規則は平成20年4月1日から施行する。